

(目的)

第1条 この要綱は、「消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号。以下「整備指針」という。)」第32条第3項に規定する予防技術資格者の認定に必要な事項を定め、もって高度な知識、技術および経験を必要とする予防業務を円滑に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において予防技術資格者とは、「消防力の整備指針第32条第3項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件」(平成17年10月18日消防庁告示第13号。以下「資格者告示」という。)第1条各号および附則第4項各号に定める予防技術資格者の資格を有する者をいう。

(予防技術者の申請)

第3条 前条に規定する防火査察専門員、消防設備等専門員または危険物専門員(以下「専門員」という。)としての資格を有する者は、所属長の確認を受け、消防長あて予防技術資格者認定申請書(様式第1号)に予防技術検定の合格を証する書面等の写しを添付し申請するものとする。

(認定)

第4条 消防長は、資格該当者より申請のあった場合は、整備指針第32条第3項に定める予防技術資格者を認定することができる。

- 2 前項の予防技術資格者を認定するときは、次条に掲げる資格の区分に従い認定するものとする。
- 3 消防長は、第1項の認定をしたときは、予防技術資格者認定証(様式第2号)および別表で定める種類の予防技術資格者証を交付するとともに、予防技術資格者名簿(様式第3号)に必要な事項を記載し保存するものとする。

(予防技術資格者の区分および資格要件)

第5条 予防技術資格者の資格区分および要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 防火査察専門員

- ア 資格者告示第1条各号に該当する職員で、消防庁長官が指定する試験(以下「予防技術検定」という。)のうち防火査察の区分に合格した消防職員
- イ 指定予防業務の内防火管理、防火査察または違反処理に関する業務に従事した経験を有し、資格者告示附則第4項各号に該当する消防職員

(2) 消防用設備等専門員

- ア 資格者告示第1号各号に該当する職員で、予防技術検定のうち消防用設備等の区分に合格した消防職員
- イ 指定予防業務のうち消防同意および消防用設備等に関する業務に従事した経験を有し、資格者告示附則第4項各号に該当する消防職員

(3) 危険物専門員

- ア 資格者告示第1条各号に該当する職員で、予防技術検定のうち危険物の区分に合格した消防職員
- イ 指定予防業務のうち危険物に関する業務に従事した経験を有し、資格者告示附則第4項各号に該当する消防職員

(認定の取消し)

第6条 消防長は、予防技術資格者が次の各号のいずれかに該当した場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 心身の故障により長期休養中の場合
- (2) 所属長が予防技術資格者としての職務の遂行に困難があると判断した場合
- (3) 特別の事情により当該職員が認定の取消しを申し出た場合
- (4) その他認定の取消しが必要であると認めた場合
- 2 前項の認定の取消しをしたときは、予防技術資格者認定証および予防技術資格者証を返納させるとともに、予防技術資格者名簿から削除しなければならない。

(資格者等の責務)

第7条 予防技術資格者は、消防法令等を遵守し常に予防に関する高度な知識および技術を習得し、予防業務を円滑に行わなければならない。

- 2 予防技術資格者は、必要に応じ職員に対し助言または指導を行うよう努めなければならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

種類	交付対象者の要件	予防技術資格者証
----	----------	----------

予防技術資格者証1	第5条に規定する区分のうち、消防長が認定した区分の数が3種類の職員	予 防 技 術 資 格 者 FIRE PREVENTION EXPERT 鯖江・丹生消防組合消防本部 大きさ：横6.5cm、縦2.4cm 金色の下地に黒色の文字で表示する。
予防技術資格者証2	第5条に規定する区分のうち、消防長が認定した区分の数が2種類の職員	予 防 技 術 資 格 者 FIRE PREVENTION EXPERT 鯖江・丹生消防組合消防本部 大きさ：横6.5cm、縦2.4cm 銀色の下地に黒色の文字で表示する。
予防技術資格者証3	第5条に規定する区分のうち、消防長が認定した区分の数が1種類の職員	予 防 技 術 資 格 者 FIRE PREVENTION EXPERT 鯖江・丹生消防組合消防本部 大きさ：横6.5cm、縦2.4cm 銅色の下地に黒色の文字で表示する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

鯖江・丹生消防組合消防本部
消防長 様

予防技術資格者認定申請書

階 級
氏 名

私は、次の区分の予防技術資格者の該当要件を満たしますので
関係書類を添えて申請いたします。

- ☐ 防火査察専門員
- ☐ 消防用設備等専門員
- ☐ 危険物専門員

予防業務通算従事年数 計 () 年

これまでに認定を受けた区分があれば認定年月日とともに記載
(年 月 日 区分 【 】)
(年 月 日 区分 【 】)

※関係書類は予防技術検定の合格通知のコピーおよび予防業務従事年数詳細をいう。
※予防業務通算従事年数は、予防課、防火指導課勤務年数の他、署所での予防業務の勤務
年数も含むものとする。

様式第2号(第4条関係)

予防技術資格者認定証

(階 級) (氏 名)

消防力の整備指針第32条第3項の規定に基づき、
予防技術資格者の資格を定める件(平成17年消防庁
告示第13号)に基づき予防技術資格者()
として認定する。

年 月 日

鯖江・丹生消防組合消防本部
消防長

様式第3号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

氏名	認定年月日	資格区分	認定根拠	備考
		☐ 防火査察 ☐ 消防用設備等 ☐ 危険物		
		☐ 防火査察 ☐ 消防用設備等 ☐ 危険物		
		☐ 防火査察 ☐ 消防用設備等 ☐ 危険物		
		☐ 防火査察 ☐ 消防用設備等 ☐ 危険物		
		☐ 防火査察 ☐ 消防用設備等 ☐ 危険物		
		☐ 防火査察 ☐ 消防用設備等 ☐ 危険物		
		☐ 防火査察 ☐ 消防用設備等 ☐ 危険物		
		☐ 防火査察 ☐ 消防用設備等 ☐ 危険物		
		☐ 防火査察 ☐ 消防用設備等 ☐ 危険物		
		☐ 防火査察 ☐ 消防用設備等 ☐ 危険物		
		☐ 防火査察 ☐ 消防用設備等 ☐ 危険物		
		☐ 防火査察 ☐ 消防用設備等 ☐ 危険物		
		☐ 防火査察 ☐ 消防用設備等 ☐ 危険物		
		☐ 防火査察 ☐ 消防用設備等 ☐ 危険物		
		☐ 防火査察 ☐ 消防用設備等 ☐ 危険物		

※認定根拠は、資格者告示第1条第1号もしくは第2号および附則第4項第1号もしくは第2号のいずれかを記入すること。